

JISK

(司法手続き仲介者
スターターキット)

モジュール 10

実践的課題

www.justiceintermediary.org





司法仲介者の仕事の流れ

司法仲介者（JI）制度は、各国の司法制度と、人権問題である「障害者の司法手続きの利用の機会」に対する姿勢を反映して、国ごとに異なるものです。

世界でJIを実践している国での立ち上げ経緯は、モジュール9「世界のJIの実践」で取り上げています。多くは、障害者のための司法へのアクセスを改善しようとする人権擁護団体から生まれました。また、法務省が発案者となり、効果的な参加への公平なアクセスを可能にするためにこの制度を発展させたところもあります。

このモジュールは、JIスキームが実際にどのように実行されるかの例を示します。各段階には、さらに説明が必要です。

JIが関わる過程

JI介入の
必要性の認識

JIへの照会

ニーズの
アセスメント

会議、面談に
おける支援

配慮の権限と裁判所/
警察署へのJIの任命

必要な配慮の
JI報告書

裁判/面談

証言する

判決後の関与



JI介入の必要性の認識

通常、障害者がJIの援助が必要であると気づくべき人は、司法制度内の職員です。例えば、目撃者、原告、容疑者については、警察官が紹介の必要性を認識することが期待されます。被告人の場合、その責任は被告側弁護士が負うべきでしょう。

これは、警察と弁護士が障害に気づく能力と意志を持つことにかかっています。JIスキームを実施する上で重要なのは、これらの専門家のためのトレーニングを開発することです。



JIへの照会

司法仲介人の利用可能性に応じて、中央照会システムが必要になります。一部の国では、この照会は詳細な書類を介して行われ、照会者は評価を設定するための連絡先になります。

障害者のニーズに適合したJIの選択が重要です。対象者の年齢層や障害種別に応じた知識や経験を備えたJIを派遣することが不可欠となります。たとえば、発達障害児の経験を持つ学校の先生は、認知症と診断された被告には不向きです。

ニーズのアセスメント

モジュール6の「ニーズのアセスメント」には、実用的な情報を掲載しています。JIがアセスメントする場合、そのリスク（個人の安全と証拠の汚染の両方）を考慮する必要があります。アセスメントには、訴訟についての議論を含んではなりません。複数回のアセスメントが必要な状況もあります。例えば、裁判が遅れ、当事者の状態やニーズが時間の経過で変わった場合、裁判に近い時期に再評価を行うことが適切です。

必要な配慮の報告書

状況によっては、書面による報告は必要ありません。モジュール6「アセスメントと報告」に詳しい情報が記載されています。JI報告書は訴訟の一部ではありません。これは証拠としての性格を有しておらず、一部のスキームでは、法廷/警察署以外の他の機関とは共有されません。

各スキームは、これが法制度にどのように適合するかを明確にする必要があります。

他の法域では、障害者と協力して報告書が作成されており、この方法は奨励すべきです。



配慮の権限と裁判所/警察署へのJIの任命

配慮を実施する権限は、裁判所（または捜査段階の場合は警察）にあります。国によっては「基本規則のヒアリング」が行われ、JIが弁護士との話し合いに参加し、推奨される配慮とその実施方法について判断することができます。

また、裁判所は、JIが同席しなくても、配慮ができるかと判断する場合があります。例えば、1時間ごとに休憩を入れるとか、午後の決まった時間に証人を出廷させるなどです。

それぞれのケースは異なり、JIが与える影響についての認識の欠如により、この決定がなされる場合もあれば、裁判中に生じた矛盾により、JIによる再評価が必要となり、それに伴い決定される場合もあります。

基本規則のヒアリング

「基本規則のヒアリング」は、裁判開始前に、合理的配慮について話し合い、裁判所の許可を得るため、一部の国で実施されています。ここで、JIは当事者の合理的配慮の承認を得て、その際の注意事項を確認します。たとえば、裁判官は休憩時間をとることを同意しても、JIが知らせる方法については、「口頭ではなく、挙手をしてください」と言うかも知れません。

あるいは、JIは弁護士に対して、当事者に話しかけるとき座ることを推奨しており、裁判官にこれを承認してもらう必要があるでしょう。

考資料-基本規則ヒアリングに関するゲートウェイ・ツールキット。



会議、面談における援助

JIは、当事者とのやり取りを支援するよう求められることがあります。たとえば、以下のような場合です。

- 弁護士との面談による指示、答弁の決定、文書への署名
- 援助なしではコミュニケーションが難しいと思われる心理学者などの専門家証人との面会。
- 検察側の証拠についてコメントし、計画を立て、証言する（「証言台に立つ」）かどうかを決定するための、裁判中に行われる弁護士との会議または会合。
- 障害者を環境に慣れるためや、最も効果的な証言の方法（ビデオリンクを介して行う方法や法廷のスクリーンの後ろに行く方法など）を判断するのを援助するため、裁判の前に法廷を訪問。
- 最も適切な判決が審議される有罪判決/罪状認否の後の会合。
- 被害者が警察官に対して、犯罪の「個人的な影響」の陳述を出す会合もあります。
- 警察官が証人/原告に裁判の結果を通知する会合。



聴取

J1は聴取をする予定の警察官と会い、目撃者や容疑者から最良の証言を得る上で役立つ配慮について助言します。J1の役割は、障害のある当事者に代わって意見を述べたり、説明したりすることによって証拠に影響を与えることではありません。J1は、当事者間のコミュニケーションをつなぐパイプ役です。



裁判

J1は、当事者が裁判や閉廷会議に参加する間、ずっと一緒に座っています。

J1は、他の裁判所職員や弁護士と連絡を取り、証人席での練習の手配や、質問の計画、次の法廷セッションの議題文書の確認、背景雑音の低減など、配慮が効果的なものになるようにします。

J1は、陪審員が不在の間に裁判所の注意を必要とする緊急の事態が発生した場合、休廷を要請します。

証言する

基本原則のヒアリングが行われ、配慮が承認されているにも関わらず、J1は、基本規則の違反があった場合、それを示す必要があります。しかし、基本規則のヒアリングが行われていない場合は、J1は、合理的配慮がされていないことを裁判官や弁護士に積極的に示す必要があります。

実際には、これはしばしば、陪審員の中に混乱を招くことから、基本規則のヒアリングの実施が、法廷時間の効果的使用に大きく役立つことがわかります。

J1は、合意されたとおりに介入し、たとえば、質問を言い換えてもらったり、自分の言葉を言い換えたり、休憩を求めたり、理解できない答えを繰り返したり（一字一句）します。

J1は、裁判所との合意に基づき、視覚補助を提供します。

判決後への関与

J1は、証人または被告が判決を理解するのを援助する必要がある場合があります。これは警察/弁護士の面前で行う必要があります。J1は言われたことを簡略化する以上のことはできないので、解釈/意見は彼らの役割ではありません。

J1は、たとえば、判決に関連して保護観察または刑務所によって行われる判決後の評価において、被告を援助する必要があるかもしれません。

しかし、J1の障害のある当事者への関わりは、裁判が終了した時点で完了します。判決がどうであれ、ほとんどの国において、それは裁判後も続く役割ではありません。

資金調達

NGOの一部としてJIサービスが開始された国がいくつかあり、これらの国では組織が政府の資金なしでサービスを提供しています。

司法制度がJIサービスの実施を決定した国では、資金は通常司法省から提供されます。

司法仲介者（JI）のための研修は、警察、裁判官、弁護士など、このサービスを利用したり紹介したりする他の関係者のための研修とともに、司法制度によって資金が提供される場合があります。

モジュール9「世界のJIの実践」では、これらの制度がどのように資金を調達しているか、より詳細な情報を掲載しています。

品質管理

JIスキームを計画する中で、サービスの質を維持するために、チェック機能を設ける必要があります。たとえば、以下のことを考慮してください。

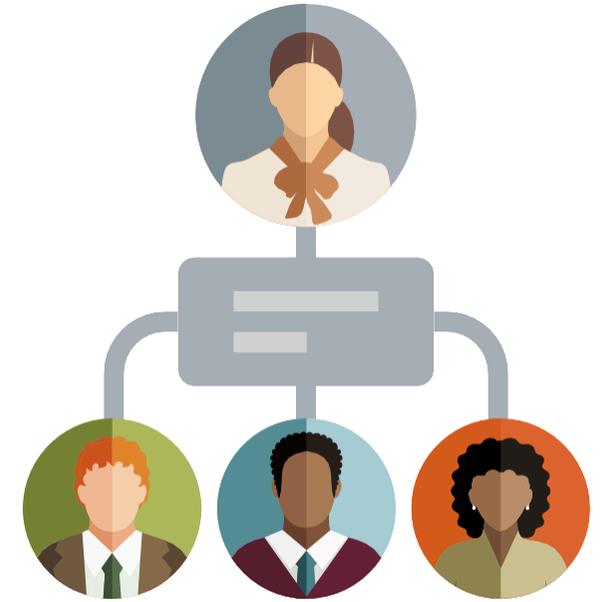
- 品質管理の責任者は誰ですか？
- 利害関係者は誰ですか？法律専門家、警察官、障害当事者、当事者の家族などでしょうか。
- 利害関係者からのフィードバックをどのように照合し、どのように利用しますか？
- 新規および経験豊富なJIの両方の監督、指導、および観察。



JIの採用と定着

モジュール2「司法仲介人の特定」に戻って参照すると、スキームでは、個人に求められる資質を定義し、採用の方法を合わせる必要があります。JIの採用にあたっては、独立自営、代理人経由の契約、直接雇用などの場合があります。

JIの人員確保のためには、スキームの始めから対処する必要があります。これは、仕事の品質の大部分が、新参者では簡単に再現できない、仕事の現場で蓄積された学習経験に依存するためです。適切な専門家を確実に採用するには、給与と留保の条件が重要になります。



監督と管理

JIの仕事は、いろいろな点で困難な場合があります。このテーマに関する詳しい情報は、モジュール8「JIのレジリエンスと守るべき境界」に記載されています。

サービスの維持と品質を確保するには、ピアサポート、監督、管理が不可欠です。これは従来「軽いタッチ」のアプローチである場合が多かったものの、その重要性からすれば、資金集め、資金調達を考慮するべきでしょう。



まとめ

JIスキームはそれぞれ異なります。しかし、JIのプロセスには、いくつかの具体的な実践手順があります。

- JI介入の必要がある障害者の認識
- JIスキームへの照会
- JIによるアセスメントと合理的配慮の推奨
- 配慮の推奨事項の承認
- 基本規則のヒアリング
- 面談および法廷審問でのJI援助
- 判決後の関与

考慮すべきその他の実践的課題は次のとおりです。

- 資金調達
- 品質管理
- JIの採用と定着
- JIサービスの監督、サポート、管理。



考察ツール：モジュール10

ここでユーザーの皆さんには、モジュールの内容を振り返っていただきます。また、私たちがコンテンツの改善と更新を継続的に行う手助けをしてもらえれば幸いです。

それでは、あなたの考察を共有するために、

ここをクリック
してください。

このJIプロセスのモデルは、あなたの地域の司法制度にどのように適合しますか？

モジュールの冒頭にあるフローチャートを参照して、セクション別にそれについて考えてください（スライド4）。

たとえば：誰が照会者になりますか？

法律専門家にはどのような意識向上トレーニングが必要ですか？

訓練を受けた司法仲介人のデータベースを誰が照合しますか？

次ページに続く...



司法仲介人は自らの能力をどのように定義しますか？

このサービスの料金は誰が負担しますか？

この計画を実現するのに役立つ利害関係者は誰ですか？

あなたの地域ではどの程度の報告が適切ですか？

基本原則聴聞会を制度に適合させるにはどうすればよいですか？

このスキームを設定するには、どのような現実的なスケジュールを検討すべきですか？